

第一号議案

令和3年度和人会事業計画

施設目標

ご利用者及びご家族の希望を最大限尊重し、一人ひとりに適したサービスを提供することにより、全ての方々にご満足いただける日常生活の支援に努める。

長期入所稼働率 98.12% 延べ利用者数 27.215人 (26.972人)

短期入所稼働率 88% 延べ利用者数 5.140人 (5.042人)

通所介護稼働率 87.48% 延べ利用者数 9.500人 (9.333人)

を目標とする。()内は令和2年度の見込み

介護老人福祉施設

1. 基本方針

令和3年度の介護報酬改定で自立支援・重度化防止の推進を重んじる方針が打ち出され、LIFEと呼ばれる情報提供を促す加算が各サービスに拡充されます。トリアスでも、こうした流れに乗り遅れないように、新たな加算を算定できるよう取り組んでいく必要がある。

また、新型コロナウイルス感染症の流行により、新しい生活様式への転換が求められている。今後はICT化をより一層進め、利用者サービスの向上、職員負担の軽減に努める。その中で、経営の安定が図れるように職員一人一人が意識をもち職務に当たっていく。①から⑥について重点的に取り組んでいきたい。

1 施設サービス計画書に基づき食事ケア、口腔ケア、入浴ケア、排泄ケア、コミュニケーションケア当を行う中で、出来る限りご利用者のこれまでの生活習慣を継続できるように情報収集並びに、情報共有を密に行いケアを提供し、その為に必要な介護技術、知識の向上に努めていく。

また、日頃のサービス提供の中で利用者の心身の状態変化に気づき速やかに看護、栄養等の関係部署と連携を図ることで重度化を防ぎ入院の減少に繋げていく。

2 報告・連絡・相談はチームマネジメントの根幹である。各関係部署との連携を密に図り、朝礼時には業務予定等の調整、連絡事項(各委員会の報告等も)、月間目標(事故防止委員会等)を共有できるようにしていく。また、ラインワークスによる予定の管理、連絡事項をタイムリーに確認できるビジネスチ

ャットツールを導入し、予定漏れのない効率的な仕事に役立てていく。

- 3 令和 2 年度に排泄委員会を中心に実技、筆記試験を行い職員がテーナマイスターを取得しました。今後は排泄状況の改善を目指し個別の排泄パターンを把握し、トイレでの排泄を目指します。
- 4 認知症に関する専門的知識、技術の向上に努め、行動、心理症状のおこる背景を考え、身体的、心理的要因と環境や人との関係性にも着眼したケアを提供していきます。
- 5 センサーカメラを活用し、利用者の状態観察や、事故発生時の状況の録画機能を検証する事で具体的な再発防止策を日々のサービス内容に位置づけ、安心して安全な生活を支援いたします。
- 6 消耗品など在庫管理を適切に行い、ムリ、ムダ、ムラのない経費削減を意識し施設運営に参画していきます。

2. 看取り介護

施設入所契約時、ターミナル期にはいったと思われる時点で最期の迎え方についてご利用者及びご家族の意向を再度確認し、希望に添った施設看取り介護を、実施していく。

コロナ禍の中で最期に一緒に過ごせる時間をとることが難しくなっているため、ICT機器などを活用し、満足される看取り介護を、それぞれの人の状況に合わせて、実践していく。

看取り介護の加算の算定期間も拡充されるので、ご家族との連絡は密に行っていきたい。

3. 感染症予防と健康管理

コロナ禍の中、日常の健康管理を行い、健康診断の結果を把握し、異常を早期発見し早期に対応する。

感染対策委員会が中心となり、外部研修に積極的に参加し、新しい情報を得る。施設内においては勉強会を実施し、全職員が感染対策を徹底できるようにしていく。(ゾーニングのシュミュレーション、ガウンテクニック、スタンダードプリコーションの徹底)

感染症が疑われる場合には、マニュアルに沿った対応を行い、感染拡大を防

いでいく。

マニュアルも、必要時改訂を行いわかりやすいものにしていく。

新型コロナウイルス感染症対策としては、引き続き、職員の健康管理、マスクの着用、手指消毒の徹底を実施し利用者の安全を確保していく。

また、コロナワクチン接種については、円滑に接種が出来るように、援助していく。

入所者の健康管理

医師による診察が次のように行われている。

今井 大助院長 整形外科 毎週木曜日 AM 往診

奈須 一医師 内科 毎週木曜日 PM 往診

松下 裕医師 精神科 毎月第2、第4金曜日 PM 往診

4. 身体拘束しないケアと事故防止への取り組み

高齢者権利擁護の観点などから、利用者に対して、尊厳をもってケアにあたり、身体拘束をなぜしてはいけないのか、身体拘束をする事で利用者の身体、精神に何が起こるのか等、基本的な事を再確認し、行動制限をしないケアを徹底する。やむを得ない場合には身体拘束の3原則（切迫性・非代替性・一時性）に照らし合わせた検討を行う。

事故防止委員会の開催を令和2年度から月初めに行うように変更し、1カ月のヒヤリ、ハット、事故の集計を検討する仕組みに変更した。来年度も職員が事故、ヒヤリ・ハットの内容について分析・理解する事により、重大な事故を未然に防げるように、日々のケアに努めていく。

今年度からスマカメ（見守りカメラ）を導入した事により、夜間の事故の件数が減ってきている。また、録画の画像を確認する事で、利用者がどのように行動し、事故に至ったか分析する事ができるようになった。今後はカメラの増設等を含め、ICT化を進め、事故の予防に努めていく。

5. 人材育成と意識改革

質の高いサービスの提供・専門的技術・知識の向上を図る為、介護福祉士、介護支援専門員等の資格取得や教育委員会を中心とした施設内研修の充実を図る。コロナウィルスの影響で、様々の研修の開催が不透明な状態であるが、オンライン研修等も活用し、専門性を高めていく。

老施協の研究発表もオンラインで開催されるなど、新しい体系が形作られているなかで、トリアスの職員も対応できるように、情報の共有、積極的な参加を心掛けていきたい。

6. 令和3年度年間行事・レクリエーション計画

	行事	地域協力機関	レクリエーション
4月			買い物・花見
5月			バラ園
6月			動物園
7月	納涼会		七夕飾りつけ
8月			流しそうめん
9月	敬老会	玉諸保育所	お茶会
10月	運動会	友愛保育園	お茶会
11月			紅葉狩り
12月	忘年会・餅つき	甲府みなみ幼稚園	年賀状作成
1月			おとその会・書初め
2月			節分
3月			雛飾り・イチゴ狩り

コロナウイルス感染症の対応策等を勘案しながら、行事の開催を検討していく。

7. 食事サービス

- ・食中毒防止のため大量調理マニュアルにそって安全・安心な食事を提供するとともに、看取り介護を見据え、ご利用者の体調や好みに合わせた要望にきめ細かな食事提供を行えるよう、委託給食会社の栄養士・調理師を中心として安定した厨房運営ができるように体制を整える。
- ・コロナ禍で対面での行事食実施が不可能となっているため、それに代わる行事食の提供を企画し実施する。
- ・地域包括支援センターと連携し、介護保険支援事業や家族介護教室、またデイサービスでの集団栄養指導などへの参画を行なう。
- ・災害・非常時にも利用者が安心して過ごすことができるよう、福祉避難所も想定した非常食の備蓄・食事関連備品等の整備に努める。

食中毒 0件

新たな行事食企画 2ケース

非常食 200人分を5日間（15食分）備蓄

介護保険支援事業・家族介護教室 年1回

デイサービス栄養指導 年12回

を実現する。

8. ボランティア活動の推進

コロナウィルス感染症対応の為、ボランティア活動も自粛や延期が続いている。感染症対策の動向なども踏まえ地域のイベント、清掃活動等の奉仕活動に安全に参加できるように検討していきたい。

オレンジカフェの開催も延期になってしまっているため、開催する事が可能な状況になれば開催していきたい。

職員ボランティアの年間計画

	活動計画	実地計画
4月	未定 玉諸神社清掃 朝7時～	12日トリアス前 歩道清掃
5月		10日トリアス前 歩道清掃
6月		14日トリアス前 歩道清掃
7月	未定 玉諸地区納涼盆踊り練習	12日トリアス前 歩道清掃
8月	未定 玉諸地区納涼会参加	2日トリアス前 歩道清掃
9月		13日トリアス前 歩道清掃
10月	玉諸地区体育祭参加	11日トリアス前 歩道清掃
11月	未定 濁川清掃 朝9時～	8日トリアス前 歩道清掃
12月	未定 玉諸公園清掃 朝9時～	13日トリアス前 歩道清掃
1月		11日トリアス前 歩道清掃
2月		14日トリアス前 歩道清掃
3月		14日トリアス前 歩道清掃

9. その他

コロナウィルス感染症対策の為、必要物品の確保、設備の点検、修繕、必要なら整備を検討していく。

地域の福祉避難所として、災害時に機能できるように、体制を整備していく。

デイサービスセンター

1. 利用者数の確保、サービスの質の向上

居宅や地域包括支援センターと連携をとり、難しい対応を必要とする利用者様にもきめ細かいサービスを提供していく。月初めの実績報告は、顔が見える関係強化を意識してコロナ感染予防対策を念頭に置いて連絡・報告を密にして信頼関係を築く。利用者様、ご家族、ケアマネから信頼して頂けるデイサービスを目指し、一日平均利用者数(月～土)、27名を目標とする。日曜日は利用者数25名を目標とし、年間9,500名を目指して、追加の利用やサービス提供時間外の延長利用など、個別のニーズに柔軟に対応し、利用者様の満足度を上げていく。

令和3年度介護報酬改定に伴い新設された入浴介助加算の取得に向けて取り組んでいきたい。

レクリエーションについては、密を避け、コロナ感染予防に努めながら、利用者様に喜んで頂けるものを、工夫しながら提供していきたい。

2. コロナ感染予防とご家族への注意喚起強化

手指消毒、マスク着用の徹底、検温、換気はもちろんのこと、通知文や毎月発行しているデイ通信などで、利用者様だけでなくご家族にもコロナ感染予防を注意喚起していく。

職員全員で意識して取り組んでいく。

3. 在宅生活継続のための支援を強化

在宅生活継続の為に、利用者様の自立の維持、改善に努め活動性を上げて意欲や活力を取り戻すことができるよう支援していく。ご家族に対しては、在宅生活を続けられるよう家族介護の負担軽減を図っていく。

4. 記録の電子化に向けて

I C T化委員会も発足しデイサービスでも、導入を検討し、サービスの向上、業務の負担軽減につなげていきたい。

また、軽減された時間を活用し、医療の必要性が高い利用者の担当者会議へ看護師が、出席できるよう勤務体制つくっていきたい。

甲府市南東地域包括支援センター

第4次健やかいきいき甲府プラン（令和2年度～令和5年度）をもとに第7次甲府市総合計画にそって実施できるように努めていく。とくに「住み慣れた地域で安心して暮らせる環境をつくる」「高齢者の自立した生活を支援する環境をつくる」「社会参加を促進し、健康で生きがいもてる環境をつくる」といった3本柱を中心に、地域包括ケアシステムが構築できるように甲府市担当部署や各種関係団体などと協働しながら支援していく。また今年度、自立支援・重度化予防のために新たに訪問型サービスがスタートする。スムーズに実施ができるように支援していく。

コロナウイルスの収束にはいたっていないが、当法人で、オレンジカフェを開催する計画があるので、運営に協力し、認知症の方や家族の居場所を提供し、住み慣れた地域になることができるように尽力していくこととする。

昨年度は包括職員の入退職が多かったが、定着に向けて包括内の環境整備や人材育成に努めていく。

1. 地域包括ケア体制の深化・推進

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、エリア内の介護支援専門員の協力を得ながら自立支援型地域ケア会議など個別の地域ケア会議を意識して6回以上開催する。

2. 介護予防ケアマネジメント業務

元気アップチェックにより把握された生活機能低下のある方の高齢者への訪問を70%以上行い、住民の健康や生活機能の維持向上に励む。

3. 総合相談支援業務

年度初めに総合相談分析・地域課題把握を行い、地区組織の会合や機関紙を通し、地域へフィードバックする。

4. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

ケアマネ交流会や一人居宅交流会を年に3回以上開催する。

5. 権利擁護業務

エリア内の介護支援専門員と連携を図り、虐待予防・早期発見・介護者の孤立予防を図る。また、コロナウイルスの状況を鑑みながら、地域の住民に対して、権利擁護の講習等を開催していく。

6. 認知症施策推進事業・認知症高齢者見守り事業

当法人内で開催する予定のオレンジカフェの企画運営への意見や普及啓発をしていく。

7. 家族介護支援事業

家族介護教室開催を令和3年6月に開催する。

8. 生活支援体制整備事業

生活支援体制整備事業の協議体に参画し、地域力を高めていく。

9. 地域包括支援センターの機能や役割の周知

手に取って読んでもらえる機関誌を年6回発行し、地域包括支援センターの周知を図る。

10. 地域密着型サービス事業への支援業務

事業所が地域と連携をし、地域に密着した開かれたサービス事業所となるよう支援する。

居宅介護支援事業所 事業計画

要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限り自宅において、個人の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるようにしていく。

医療と介護の連携で切れ目のない支援が受けられるよう多職種協働をすすめていく。

1. 在宅生活継続への支援

地域包括支援センターや法人内及び、今井グループ内のサービス事業所との連携を強化し、スムーズなサービス提供ができるようにする。甲府市周辺在住のケースも含めて積極的に受け入れをする。

特定事業所加算Ⅲの算定を目指し、質の高いケアマネジメントの推進と経営の安定化を図れるようにする。

2. 関係機関との連携と協働

利用者の心身状況、その置かれている環境に応じて、適切なサービスが総合的かつ効果的に提供されるよう配慮する。

看取り期になっても在宅での生活が継続できるよう主治医や医療機関と連携を密にとり利用者の意思や家族の思いに沿った支援をする。

3. 利用者の尊厳を守る

居宅介護支援の提供にあっては、利用者の意思および人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、当人に適切なサービスが提供されるよう支援する。

4. 専門職として自己研鑽に努める。

ケアマネジメントの振り返りを常に行い、自身の苦手な部分や傾向を自己覚知する。対人援助職としての専門性を向上させ、利用者還元するため、計画的に研修を実施する。また、事業所間連携により事例検討会を行い、その中から地域課題を見出せるようにする。

5. 感染対策への取り組み

コロナ禍にあっても、利用者と介護者が安心・安全に生活が送れるよう、適切なサービスが継続して提供されるようにする。感染予防と自己の健康管理を徹底して、業務に支障をきたさないようにする。

会議、委員会関係

1. 会議

①理事会・評議員会

トリアスの運営方針に基づき、施設運営が適正に行われているか確認し、また事業計画、予算、決算等寄付行為に定める事項を審議し、議決、又は承認する。

②運営会議

【目的】

施設の各種業務が、施設の理念に基づいたあるべき姿に向かいつつ推進できるよう、月1回、代表職員による協議・検討の場として運営会議を開催する。

(毎月第2火曜日開催；施設長、副施設長、事務次長、顧問、介護主任統括リーダー、2階リーダー、3階リーダー、デイサービスリーダー、管理栄養士、生活相談員、事務職員)

③リーダー会議

【目的】

多職種との情報の共有や意見交換を行い、相互に質的業務を担保するため開催する。

(毎月第4水曜日開催；施設長、副施設長、事務次長、各リーダーにより構成)

④定例会

【目的】

各会議・委員会の内容を伝達する。チーム毎の課題について、検討する。

(毎月流動的に開催；各部署、各チームの職員)

2. 各種委員会活動

①教育委員会（毎月第2火曜日）

人間性を養い知識と技術の向上を図り、質の高いケアが実践できる職員の資質向上を目指す。

- i、施設内研修：新採用オリエンテーション、新人教育担当者及びリーダー等によるプリセプター集会、事例研究発表会、ケーススタディ等
- ii、施設外研修：参加の啓発、伝達講習の実地
- iii、各種資格取得：キャリアアップの啓発（介護福祉士、介護支援専門員、社会福祉士等）等

②感染症対策委員会（毎月第1火曜日）

感染症に対して抵抗力が弱い高齢者が集団生活する施設である事を踏まえ、感染症の予防体制の整備や、発生時の迅速で適切な対応を図るため委員会を構成し、平常時から実践できるよう対応策を推進する。

教育委員会と協働による研修会の開催、吐物処理等の実習を伴う研修、現場への突撃審査実地。

必要な時は臨時会議を行い、感染症などの対策の協議を行う。

③食事サービス委員会（毎月第一火曜日）

施設のご利用者に、安全で美味しい食事が提供できるように、各部門から出される改善点等の意見交換を通して、日々の食事に反映させ、食事サービスの向上に努める。

④事故防止委員会（毎月第1金曜日）

施設サービスの提供にあたり、事故がなく、利用者が安全・安心に施設での生活を送ることが出来るように、調査研究を行う。

- i、ヒヤリ・ハット集計結果の分析、検討
- ii、KYT等学習会
- iii、事故防止に関する施設内事故の分析・対応（投薬ミス等）

⑤身体拘束委員会（毎月第4金曜日）

身体拘束を行わないことを基本に位置付けた施設サービスを提供する為、その推進を行う。

- i、身体拘束11項目及びスピーチロック廃止のためのとりくみ
- ii、高齢者権利擁護の検討と実践
- iii、施設外学習への参加 等

⑥広報委員会（毎月第4金曜日）

施設での日常を、御家族や関係機関等にご紹介する事により、施設での生活についてご理解頂くとともに、ご要望等もお寄せいただけるよう施設

の情報を発信している。

- i、「トリアスだより」発行：年4回
- ii、全国老人福祉施設協議会実地の「ふれあい写真コンテスト」への参加
- iii、ホームページの更新に関する事

⑦レクリエーション委員会（毎月第3金曜日）

レクリエーション活動の提供を通して、利用者の日常生活の充実を目指す。

- i、室内レクリエーションの充実（音楽療法、お誕生会、喫茶店等の開催）
- ii、外出（いちご狩り、バラ園見学、紅葉狩り等で季節感を味わっていただく）
- iii、施設内の飾りつけに関する事

⑧衛生委員会（毎月第4金曜日）

労働安全衛生法第18条の規定に基づき、トリアス衛生委員会を設置し、職員の健康管理の適正及び災害防止、並びに職場環境の改善を図る。

- i、職員健康診査の実施状況、職場環境改善等について話し合う
- ii、健康検査の結果を元に個別相談を行い、精密検査の実子、生活改善に取り組む<<衛生管理者：保坂 衣里 看護師 >>

⑨ICT化推進委員会（毎月第3水曜日）

令和2年度より、施設のICT化推進を目的とし、新たに新設された。

ICT化による職員の負担軽減を図ることを目的とし、情報の共有化、効率化及び活用、安全面の強化・推進するために必要な提案を行う。

- i、ネットワークカメラなど電子機器の設置・活用に関する事
- ii、介護ロボットなどの導入に関する事
- iii、ペーパーレス化に関する事
- iv、パソコン、タブレット、無線通信機器等、施設内のシステムに関する事

3. 老施協研究総会

山梨県内の150の事業所が加盟している山梨県老施協の研究発表会が年に1度開催される。トリアスで日ごろ実践しているケア事例を、毎年3チーム作成し、トリアス内で発表を行い、選ばれた1件を発表している。

山梨県研究総会で選ばれた事例は、全国老施協研究総会で発表を行う事ができる。（平成30年に発表した事例が選ばれ、全国で発表している。）

4. 学生実習等

介護老人福祉施設での介護、看護を学ぶ学生等のため、以下のような機関や個人の実習を受け入れる。

①大学・専門学校関係

山梨大学、山梨学院大学、山梨学院短期大学、甲府看護専門学校

②高等学校・中学校

甲斐清和高校福祉科、県立かえで支援学校

令和2年度はコロナ禍のため受け入れていない。

5. 傾聴ボランティア

平成23年度から、ご利用者の心豊かな日常の確保を考えて、地元の皆様のご協力のもと、傾聴ボランティア活動を開始した。しかしながら令和2年度はコロナ禍の為中断をしている。